

目 次

第5回大宜味村議会臨時会会議録（会期日程表）	1
第5回大宜味村議会臨時会会議録（5月10日）	3

第5回大宜味村議会臨時会会議録
(会期日程表)

開会 昭和58年5月10日

会期1日間

閉会 昭和58年5月10日

月 日	曜日	会議別	会議時刻	日 程
5月10日	火	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案第35号～議案第36号 提案説明、質疑、討論、採決

第5回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 昭和58年5月10日

1. 開会、閉会の日時

開 会 (昭和58年5月10日 午前10時00分)

閉 会 (昭和58年5月10日 午前11時25分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 新 城 繁 正 君 厚 生 課 長 照 屋 林 克 君
助 役 仲 村 順 三 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 稲 福 幸 三 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第1号）

日程第1号 会議録署名議員の指名

日程第2号 会期の決定

日程第3号 議案第35号 証人等の費用弁償に関する条例

日程第4号 議案第36号 昭和58年度大宜味村一般会計補正予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。

よって、昭和58年大宜味村議会第5回臨時会は成立いたしましたので開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

本臨時会の会議録署名議員は会議規則第114条の規定により議長において、8番平良蔵健君、11番山川正行君を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時02分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

休憩いたします。

休 憩（午前10時03分）

再 開（午前10時10分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

9番、10番退場。（午前10時10分）

日程第3 議案第35号及び日程第4 議案第36号を一括議題といたします。

村長の提案理由の説明を求めます。

○ 村長（新城繁正君） 議案第35号の説明をいたします。

提案理由は、証人等の費用を弁償するため条例制定の必要があり、この案を提出する。なお、内容につきましては、助役から説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

議案第36号について、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ506千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ150,289千円とする。主に議会費につきましては、そう問題はないと思えますが民生費については追加がございます。その追加につきましては

厚生課長から説明させますのでよろしくご審議の程お願いいたします。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前10時15分）

再 開（午前11時20分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第35号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

只今議題となっております議案第35号については会議規則第37条第2項の規定によって委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託は省略されました。

これより議案第36号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する質疑は終結いたします。

おはかりいたします。

只今議題となっております議案第36号については会議規則第37条第2項の規定により委員

会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号については委員会の付託を省略することに決しました。

休憩いたします。

休 憩 (午前11時21分)

再 開 (午前11時22分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

これより議案第35号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第35号 証人等の費用弁償に関する条例について採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、議案第35号 証人等の費用弁償に関する条例は原案どおり可決されました。

これより議案第36号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第36号 昭和58年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、議案第36号 昭和58年度大宜味村一般会計補正予算は原案どおり可決されました。

休憩いたします。

休 憩 (午前11時23分)

再 開 (午前11時24分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

以上をもって本議会に付議された事件は全部議了いたしました。

よって、これをもって昭和58年大宜味村議会第5回臨時会は閉会いたします。
ご苦労さんでした。

閉 会（午前11時25分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

大宜味村議会議長 玉 城 一 昌

署名議員（8番） 平 良 蔵 健

署名議員（11番） 山 川 正 行